

生体認証ICキャッシュカード

生体認証

ATMでの本人確認において
なりすましが困難な「手のひら
静脈」を採用しました。



ICチップ

手のひら静脈をICチップ内に暗
号化して記録。カードの偽造や不
正な読取りが困難です。

生体認証ICキャッシュカードとは？

- 従来のキャッシュカードに偽造や不正な読取りが困難なICチップを搭載し、そのICチップ内に、お客様お一人おひとり異なる手のひら静脈（生体情報）を暗号化した後に記録し、ATMご利用時の本人確認に利用することにより、安全性を強化したキャッシュカードです。
- 従来のキャッシュカードと同様に磁気ストライプも並存しており、当金庫提携金融機関ATMでもご利用が可能です。このため、カードと暗証番号が同時に盗難された場合は、不正引出しの恐れもあります。より安全にご利用いただくために、**生体情報のご登録**と、**1日のあたりのご利用限度額を組み合わせ**てご利用いただくことをお願い致します。

お申込

- お申込いただける方
個人・個人事業主のお客様で、普通・貯蓄預金の口座開設とキャッシュカードを新規にお申込の方、または既にキャッシュカードをお持ちの方。
- 有効期限
セキュリティ維持のため、カードの有効期限を発行より5年間としております。カードの有効期限到来前には、新しいカードをお届けのご住所に郵送いたします。なお、有効期限はカード表面に表示しております。
- 発行手数料
新規発行・切替発行（磁気カードから生体認証カードへの切替等）・更新（5年毎の有効期限到来）時は**無料**です。
紛失等による再発行時は**1,050円**の発行手数料がかかります。

ご利用までのお手続き

当金庫のお取引店窓口で
お申込ください。

カードを配達記録郵便にて
お届けいたします。

ICチップおよび
磁気ストライプによるお取扱い。
生体情報の登録前でもご利用いただけます。
〔ご利用限度額のお届け内容によっては
ご利用いただけない場合があります〕

生体情報
登録前

お取引店窓口にご来店ください。
お客様の生体情報をご登録いたします。なお、生体情報登録は無料
です。

下記のものをご持参ください。

郵送されたカード

お申込み口座のお届印

お申込み口座のお通帳

本人確認資料（A～Cのいずれか1点）

A. 運転免許証 B. パスポート

C. 顔写真付住民基本台帳カード

代理人カードの場合は、上記の代理人
様ご自身を確認できる資料と代理人カー
ドをお持ちの上、必ず本人様と一緒に
ご来店ください。

生体情報
登録後

生体情報認証機能が付加され
より安全にご利用いただけます。

1日あたりのご利用限度額

- 当金庫では犯罪への安全策として、ご利用口座の1日あたりのATMご利用限度額を
定めており、**1日のお支払・お振込・お振替・デビットカード取引等のお取引額を
合算して**ご利用限度額管理を行います（時間外手数料・振込手数料は含みません）。
ご利用限度額の変更のお申出がない場合は以下の通りとなります。ご利用限度額の
変更のお申出は「1日あたりのご利用限度額の変更、適用」をご覧ください。

1日あたりのATMご利用限度額

50万円

1日あたりのご利用限度額の変更

- ご利用限度額の変更は、当金庫窓口にて変更を承ります。ご指定可能なご利用限度額
は千円単位で金額の範囲は以下の通りとなります。「1日あたりのご利用限度額の適
用」をご参照の上、ご指定ください。

生体認証カードご利用限度額	0円～500万円
ICカードご利用限度額	0円～生体認証カードご利用限度額まで
磁気カードご利用限度額	0円～ICカードご利用限度額まで

1日あたりのご利用限度額の適用

- ご利用限度額の変更をご指定いただいた場合は、**ご利用いただくATMと、カードへの生体情報登録状態**により、それぞれ適用されるご利用限度額が異なります。また、1日のお支払等を合算で管理いたしますので、それぞれのご利用限度額に枠がある場合でも、ご利用いただけない場合がございます（次ページもご参照ください。）。

ATMの種類	カードへの生体情報登録有無	適用されるご利用限度額
当金庫の生体認証対応 ATM	登録あり	生体認証カード ご利用限度額
	登録なし	ICカード ご利用限度額
当金庫の生体認証未対応 ATM	-	
提携金融機関 ATM	-	磁気カード ご利用限度額

- カードに生体情報の登録がされており、当金庫の生体認証対応ATMご利用の場合は、ICチップ内の生体情報と口座情報、および暗証番号により本人確認を行い、生体認証カードご利用限度額までお取引が可能です。
 - カードに生体情報の登録がされておらず、当金庫の生体認証対応ATMご利用の場合は、ICチップ内の口座情報、および暗証番号により本人確認を行い、ICカードご利用限度額までお取引が可能です。
 - 当金庫の生体認証未対応ATMご利用の場合は、ICチップ内の口座情報、および暗証番号により本人確認を行い、ICカードご利用限度額までお取引が可能です。
 - 提携金融機関のATMでは、原則として磁気ストライプ内の口座情報、および暗証番号により本人確認を行い、磁気カードご利用限度額までお取引が可能です。なお、全国銀行協会標準仕様に準拠している生体認証対応ATMで、生体情報が当金庫と同一の場合は、生体認証カードご利用限度額までお取引が可能な場合がございます。また、全国銀行協会標準仕様に準拠している生体認証未対応ATMでは、ICカードご利用限度額までお取引が可能な場合がございます。ただし、いずれの場合も各ご利用限度額と200万円のいずれか低い額までとなります。
 - デビットカードご利用の場合は、磁気ストライプ内の口座情報、および暗証番号により本人確認を行い、磁気カードご利用限度額までお取引が可能です。
- ご利用限度額は下記の設定例をご参照の上、お客様のニーズに合わせご指定ください。

高セキュリティとする場合

- ICカードご利用限度額と磁気カードご利用限度額を、それぞれ「0円」とご指定ください。暗証番号と生体認証によりご本人様と確認できた場合のみにご利用いただける仕組みとなりますので、高セキュリティのカードとなります。なお、ご利用可能なATMは当金庫の生体認証対応ATMなど、限られたATMとなります（提携金融機関ATMも原則ご利用できません）。

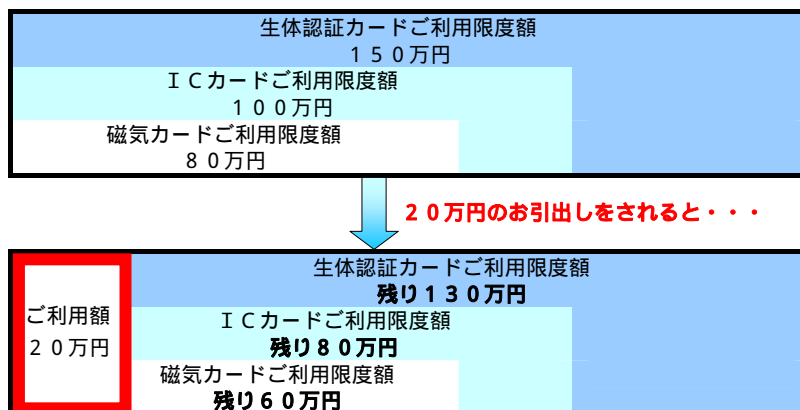
セキュリティと利便性も確保する場合

- ICカードご利用限度額と磁気カードご利用限度額を、それぞれ必要最低限の金額にご指定し、生体認証カードご利用限度額にて高額取引をご利用いただくようご指定ください。提携金融機関ATMやコンビニATMなど幅広いATMでご利用いただけます。ただし、当金庫生体認証未対応ATM、提携金融機関ATM、コンビニATM等では生体認証による本人確認を行いませんので、万一第三者にカードと暗証番号を不正入手された場合は、不正支払のリスクが残ります。

- ご利用限度額は、1日のお支払等を合算で管理いたします。それぞれのご利用限度額に枠がある場合でも、ご利用いただけない場合がございますのでご注意ください。

限度額ご指定とご利用の例

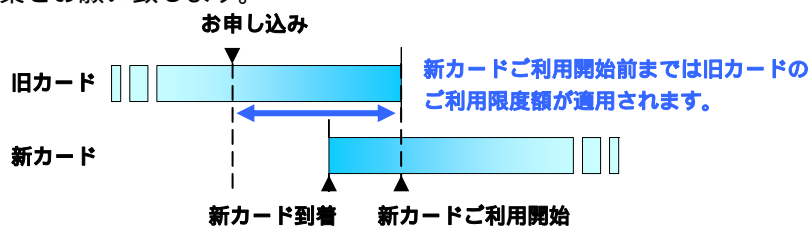
- 磁気カードご利用限度額はICカードご利用限度額に、ICカードご利用限度額は生体認証カードご利用限度額に含まれておりますので、ご利用限度額の上限は生体認証カードご利用限度額となります（それぞれのご利用限度額の合計ではありません）。
- 「生体認証カードご利用限度額 150万円」「ICカードご利用限度額 100万円」「磁気カードご利用限度額 80万円」とそれぞれご指定いただいた場合は・・・



- すべてのご利用限度額からご利用いただいた20万円が減算され、残りのご利用限度額はそれぞれ「生体認証カードご利用限度額 130万円」「ICカードご利用限度額 80万円」「磁気カードご利用限度額 60万円」となります。

切替・再発行のお客様へ

- 犯罪防止のため、新しくお受け取りのカードをATMでご利用いただけますと、旧カードはご利用いただけなくなります。旧カードはご自身の責任において細かく裁断の上、破棄をお願い致します。



カードのご利用・暗証番号についてのご注意

- ◆ カードは印鑑や通帳と同じように大切にお取扱ください。
- ◆ カードを曲げたり、濡らしたり、強い磁気のあるところに置くのは避けてください。
- ◆ カードを万一、紛失・盗難等された場合は、直ちにお取引店にご連絡ください。
- ◆ カードを他人に譲渡したり、貸与することは出来ません。
- ◆ 暗証番号は他人に推測されない番号をお使いください。生年月日・地番・電話番号・自動車などのナンバー・同一数字の組み合わせ・連続番号はご使用にならないようお願い致します。
- ◆ カードと暗証番号を書いた物を一緒にしたり、暗証番号をカードに記載しないでください。
- ◆ 暗証番号を他人に知らせたりしないでください。
- ◆ 暗証番号は定期的に変更することをお勧めいたします。暗証番号は当金庫ATMで変更できます。
- ◆ 当金庫職員が店舗外や電話で暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合は、お取引店にご連絡ください。
- ◆ その他ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。